

市民税・県民税、所得税の申告のお知らせ

問 市民税課市民税第1係 (内線2684)

申告期間：2月13日(木)～3月17日(月) **完全予約制**

会場	2月										3月												
	13(木)	14(金)	17(月)	18(火)	19(水)	20(木)	21(金)	25(火)	26(水)	27(木)	28(金)	3(月)	4(火)	5(水)	6(木)	7(金)	10(月)	11(火)	12(水)	13(木)	14(金)	17(月)	
久喜市役所 会議室棟※	○	○	○	○				○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	
ふれあいセンター 久喜 会議室1～4					○	○	○																
菖蒲行政センター 第1集会室								○	○	○	○												
栗橋行政センター 第1～第3会議室																	○	○	○	○	○		
鷲宮行政センター 406～408会議室												○	○	○	○	○							

午前の部						午後の部							
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30

※今回から、久喜市役所の申告会場は**本庁舎隣の会議室棟に変更しました。**

予約受付期間：2月4日(火)9時～3月14日(金)

ご希望の日程・時間帯(①～⑭)を選び、事前にご予約ください。

電話(コールセンター)

受付時間 平日9時～17時

電話番号 ☎ 31-7031 (専用直通電話番号)

予約締切 申告希望日の前日17時まで(前日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日)

※聴覚に障がいのある方で、電話予約が困難な場合は、ご希望の日時に直接会場にご来場ください。受付で障害者手帳を確認の上、申告を受け付けます。

市民税・県民税の申告が必要な方

令和7年1月1日現在、市内に住所がある方のうち、令和6年中(令和6年1月1日～12月31日)に所得があり、次の①～③のいずれかに該当する方。確定申告をする方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。詳細は市ホームページをご確認ください。

- ① 給与所得者で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
- ② 「給与所得」、「公的年金等に係る雑所得」以外に所得があった方
- ③ 源泉徴収票に記載されていない各種控除(医療費控除や寄附金税額控除等)を受ける方

※市民税・県民税の申告内容は、所得証明書・課税(非課税)証明書、国民健康保険税や介護保険料等の基礎資料となるため、収入のない方も申告が必要な場合があります。

※申告期間中、市民税課の窓口では作成済みの申告書の提出のみ受け付けます。また、各行政センター市民係では、作成済みの申告書の市民税課への取り次ぎのみを行います。

※市民税課では予約できません。

インターネット おすすめ!!

受付時間 毎日24時間

予約締切 申告希望日の前日23時59分まで

※前日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日23時59分まで



市の会場では受け付けできない申告

市の申告会場での確定申告は、簡易な内容の申告に限り受け付けます。次に該当する方の申告は受け付けられません。

春日部税務署で申告してください。

- ・ 営業等所得・不動産所得・配当所得・総合課税の譲渡所得・分離課税所得のある方
- ・ 農業所得があり、収支内訳書を作成していない方
- ・ 青色申告、令和5年分以前の申告の方
- ・ 住宅借入金等特別控除のある方(年末調整済みの方を除く)
- ・ 雑損控除または災害減免法の適用を受ける方

申告に必要なもの

【市民税・県民税申告の方】

・ 令和7年度市民税・県民税申告書(1月末に郵送で届いた方)

【確定申告の方】

- ・ 「確定申告のお知らせ」はがき(春日部税務署から届いた方)
- ・ 申告者本人名義の預・貯金の口座番号がわかるもの(所得税の還付を受ける方)

上記に加え、次の1～3

1. 収入を証明する資料

給与や公的年金等の源泉徴収票、支払調書、個人年金や満期保険金の支払明細書等
※営業等所得、農業所得、不動産所得がある方は事前にそれぞれの収支内訳書を作成してください。

2. 控除を証明する資料

- ・ 社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等)の控除証明書または領収書
- ・ 生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料等の控除証明書、寄附金の受領証等
- ・ 医療費控除の明細書(医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに合計)、セルフメディケーション税制の明細書
- ・ その他参考となるもの(学生証、障害者手帳等)

3. マイナンバーカード(お持ちでない方は①と②を1つずつ)

- ① 通知カード/マイナンバーの記載がある住民票の写し等
- ② 運転免許証/パスポート/障害者手帳/在留カード/公的医療保険の被保険者証等

※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーの記入も必要です。(本人確認書類は不要)

※マイナンバーの記載がない場合でも申告書は受理します。

市民税・県民税の申告書を郵送で提出する場合

「令和7年度市民税・県民税申告書」に住所・氏名・連絡先等を記入し、申告に必要なもの(写し可)を同封の上、**3月17日(月)**(必着)までに郵送してください。

送付先 〒346-8501 (所在地記入不要) 市民税課市民税第1係

春日部税務署での令和6年分確定申告について

問 春日部税務署 ☎ 048-733-2111

申告期間 2月17日(月)～3月17日(月) 8時30分～16時

※3月2日(日)以外の土・日曜日、祝日を除く
※混雑状況によっては16時前に受付を終了する場合があります。国税庁LINEでの入場整理券事前発行をおすすめします。

※確定申告書等は、本庁舎、各行政センター、ふれあいセンター久喜で1月末ごろから配布します。

▶ 自宅で確定申告ができます!

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」では、案内に沿って入力することで、確定申告書が簡単に作成できます。

作成した申告書は、マイナンバーカード等があればそのまま送信できるほか、印刷して税務署に郵送することもできます。詳細は春日部税務署へお問い合わせください。

要事前予約

税理士による所得還付申告無料相談

日 2月3日(月)～14日(金) ※平日のみ

対 所得税が還付される方で、次に該当する方
・ 年金を受給している

・ 給与所得者で医療費控除を受ける
・ 年の途中で退職・就職し、年末調整を受けていない

申 税理士会春日部支部事務局 ☎ 048-738-7470 (9時30分～12時/13時～16時)

※対面が基本ですが、電話での相談も可能です。
※内容により、無料にならない場合があります。

申告に必要な書類の申請はお早めに!

◆障害者控除対象者認定書

対 65歳以上で要介護認定を受けている方または対象者を扶養している方(要支援1・2認定者を除く)
※身体障害者手帳等により控除を受ける場合は、申請の必要はありません。

判定基準日 令和6年12月31日

申 1月15日(水)～3月14日(金)に、高齢者福祉課高齢者福祉係(内線3367)/各行政センター内福祉係(菅150/栗235/鷲143)へ

◆おむつ使用の確認書

この確認書は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わるもので、おむつ代を医療費控除の対象とする際の添付書類となります。

対 介護保険要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受ける方(一定の要件があります。詳細はお問い合わせください)

※1年目の方も控除を受けられるようになりました。

申 1月15日(水)～3月14日(金)に、介護保険課介護認定係(内線3366)/各行政センター内福祉係(菅150/栗235/鷲143)へ

問 介護保険課介護認定係(内線3361～3366)

【共通】 交付手数料 1件300円 持 対象者の介護保険被保険者証、窓口に来る方の本人確認ができるもの